

議案第 1 1 4 号
令和 5 年度宝塚市一般会計補正予算（第 6 号）

資料 4 人件費における時間外勤務等の減及び人員構成の変動等による減の具体的な資料

1 時間外勤務等の減について

時間外勤務の縮減については、従来からノー残業デーの実施等に取り組んでおり、また、平成 31 年 4 月からは労働基準法に準じて時間外勤務命令の上限を設定し、庁内への周知や各部局へのヒアリング等を行っています。それらの取組により、時間外勤務手当等については当初の見込みより 2,514 千円の減となっています。

2 人員構成の変動等による減について

常勤職員については、主に育児休業や休職による無給者が当初の見込みより増となったことによるものです（見込みより 12 人分増）。

会計年度任用職員（月額）については、主に青少年課所属の地域児童育成会支援員の配置数が見込みより減（4 人分）となったことや、教育委員会所属職員の雇用形態が一時的に会計年度任用職員（月額以外）となったこと等（6 人分）によるものです。